

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年11月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年3月7日 00時30分ごろ
発生場所	鹿児島県南大隅町佐多岬西南西方沖 佐多岬灯台から真方位248° 7.8海里付近 （概位 北緯30° 56.6′ 東経130° 31.1′）
インシデントの概要	押船第八明力丸は、南南東進中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年4月30日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第八明力丸、19.55トン 295-13662熊本、株式会社住吉 ディーゼル機関、4サイクル、出力367kW、連続最大回転数毎 分720、使用燃料軽油、6気筒、ボア及び製造年月日不詳 B 台船 第78明力号、長さ34.0m、幅15.0m、深さ2.3 m なし、株式会社住吉
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	A船は、船長ほか3人が乗り組み、B船に船首を嵌合し、南南東進中、機関室から異音が生じ、船長が機関室に行ったところ、主機潤滑油低下の警報ランプが点灯していたので、主機を停止し、その後運航不能となった。 A船は、本インシデント後、機関修理業者が主機の点検を行ったところ、船首側から数えて1～3番主軸受が焼損し、また、潤滑油だめ内にはスラッジが多量に溜まり、潤滑油一次こし器（吸込み口）がスラッジの付着によって目詰まりに近い状態となっていた。 A船は、昭和54年7月に進水し、平成16年3月に中古で購入された後、主機の開放整備が定期的に行われていたものの、主機潤滑油だめ内の清掃が行われておらず、購入以前の清掃状況も不明であった。
分析	A船は、平成16年3月に中古で購入された後、主機潤滑油だめ内の清掃が行われていない状況下、南南東進中、主機潤滑油だめ内の潤滑油一次こし器がスラッジの付着によって目詰まり気味となったこと

	<p>から、潤滑油ポンプの吐出油量が減少し、1～3番の主軸受の潤滑が阻害されて同軸受が焼損し、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、夜間、A船が、平成16年3月に中古で購入された後、主機潤滑油だめ内の清掃が行われていない状況下、南南東進中、主機潤滑油だめ内の潤滑油一次こし器がスラッジの付着によって目詰まり気味となったため、潤滑油ポンプの吐出油量が減少し、1～3番の主軸受の潤滑が阻害されて同軸受が焼損し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主機潤滑油だめ内の清掃を定期的に行うこと。</li> </ul>